

大津市公報

令 和 4 年 3 月 25 日 号 外 (第 14 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

日の条例

条 例

大津市議会会議条例の一部を改正する条例を公布する。 令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第23号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例(平成26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表(第70条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
一略一	一略一	一略一	一略一
一略—	市議会広報 紙の編集及 び発行並び に議会の広 聴に関する 協議	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	-略-

別表(第70条関係)

次

名称	目的	構成員	招集権者
一略一	一略一	一略一	-略-
一略—	市議会に報 紙の編集及 びに議会でに広 整 <u>を</u> びで広 を を を を を で で で で で で で で で で で で で	一略 一	一略 —
一略一	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第24号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例(平成26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

 (常任委員会の名称等)

第2条 一略一

- 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
 - (1) 一略一
 - (2) 教育厚生常任委員会 10人ア 福祉子ども部の所管に属する事項イ及びウ 一略一

(3)~(5) —略一

 $3 \sim 5$ 一略一

(常任委員会の名称等)

第2条 - 略-

- 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
- (1) 一略一
- (2) 教育厚生常任委員会 10人 ア <u>福祉部</u>の所管に属する事項 イ及びウ -略-

(3)~(5) —略一

 $3 \sim 5$ 一略一

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。